

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年
計 画 主 体	北海道古平町

第 5 次古平町鳥獣被害防止計画

令和 6 年 3 月策定
令和 6 年 11 月一部変更

<連絡先>

担当部署名	古平町産業課農林係
所在地	古平町大字浜町 5 0 番地
電話番号	0 1 3 5 - 4 8 - 9 8 4 0
F A X 番号	0 1 3 5 - 4 2 - 3 5 8 3
メールアドレス	nourin.sct @town.furubira.lg.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、キツネ、アライグマ、カラス類（ハシブト・ハシボソ）、キジバト、エゾシカ、トド、ゴマフアザラシ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	古平町（全域）

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状

ア 農業関係（令和5年度）

（面積：a 金額：千円）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害面積	被害金額
ヒグマ	水稻	10.0	10
キツネ	スイートコーン	31.5	75
アライグマ	イチゴ	11.0	160
	スイートコーン	51.5	300
	計	62.5	460
カラス類	スイートコーン	10.0	100
キジバト	－	－	－
エゾシカ	スイートコーン	10.0	20
	水稻	17.0	140
	イチゴ	1.5	40
	カボチャ	110.0	150
	大根	10.0	30
	計	148.5	380
合計		262.5	1,025

イ 漁業関係（令和4年度）

（金額：千円）

鳥獣の種類	被害の現状		
トド	漁具	直接被害金額	3,850
	魚類	間接被害金額	11,703
		被害額合計	15,553

(金額：千円)

鳥獣の種類	被害の現状	
ゴマフアザラシ	漁具	直接被害金額 80
	魚類	間接被害金額 40
		被害額合計 120
合計		直接被害金額 3,930
		間接被害金額 11,743
		被害額合計 15,673

(2) 被害の傾向

ア 生息状況

(ア) ヒグマ

近年、目撃情報が増加している。町内の広範囲にわたって出没しており、足跡の大きさからみても、複数の系統のヒグマが増加して生息しているものと推測される。令和3年から令和5年で銃や箱ワナにより3頭が捕獲された。

(イ) キツネ

日中から市街地に現れ人目に触れるなど、生息区域が拡大し、生息数も増加しているものと推測される。

(ウ) アライグマ

近年、捕獲数は増加しているが、農業地域のほか、浜町地区、沖地区、歌棄地区、西部地区等の市街地全域で捕獲や目撃情報が報告されており、生息域を拡大していると思われる。

(エ) カラス類

町内の至る所に出没し、多種多様な被害が発生しているが、生息数の実態については、大きな変化はなく推移していると思われる。

(オ) キジバト

北海道では夏鳥であるため、生息状況の把握は困難であるが、町内広範囲にわたり飛来し、マメ科の作物がある畑作地帯に多く生息している。

(カ) エゾシカ

通年にわたり町内の広範囲に生息しており、春から夏は畑作・森林地帯を中心に広く分布し、冬は海岸線に近い森林を中心に分布している。

(キ) トド

トドは初冬に来遊し、刺網にかかった魚類を食い荒らすほか刺網にも最低1m四方の穴を開け、その網を使用不能とさせる。来遊数は数百頭程度と確認されているが、実態は更に多いと推測される。被害額は減少傾向にある。

(ク) ゴマフアザラシ

ゴマフアザラシは初冬に来遊し、トドとは異なり、漁具等の損傷（直接

被害)がわずかなのに対して、漁獲物に対する食害(間接被害)が多額となっている。

イ 被害発生時期

- (ア) ヒグマ
4月から11月まで
- (イ) キツネ、アライグマ、カラス類
通年
- (ウ) キジバト
4月から9月まで
- (エ) エゾシカ
通年
- (オ) トド
10月から6月まで
- (ク) ゴマフアザラシ
10月から6月まで

ウ 被害の発生場所

- (ア) ヒグマ
主に山間部(市街地においても出没の確認あり)
- (イ) キツネ
町内全域
- (ウ) アライグマ
町内全域
- (エ) カラス類
町内全域
- (エ) キジバト
町内全域、特に畑作地帯(廻り刈、泥の木、鴨居木、栄地区)
- (オ) エゾシカ
畑作地帯(廻り刈、泥の木、鴨居木、栄地区)
- (カ) トド
町内沿岸
- (キ) ゴマフアザラシ
町内沿岸

エ 被害地域の増減傾向

- (ア) ヒグマ
令和4年度に保管していた米の食害が確認されたほか、人里近くの道路や田畑等で目撃及び痕跡情報の報告が相次いでおり、市街地への被害拡大が懸念される。
- (イ) キツネ
山間部だけでなく市街地にも頻繁に出没し、通年、目撃されるまでになっている。生息域及び被害地域が拡大している。

(ウ) アライグマ

畑作地帯のみならず市街地での被害が確認され、生息域拡大が予想される。近年、捕獲数は横ばいであったが、令和5年度の捕獲数が直近3年に比べほぼ倍増したことから、被害は増加に転じたと考えられる。

(エ) カラス類

既に多種多様の農作物被害や環境被害が町内全域で1年を通じて発生している。

(オ) キジバト

夏鳥として飛来し、畑作地帯を中心に被害があるが、町内全域に生息している。

(カ) エゾシカ

被害は、年々増加傾向にあり目撃も増加傾向にある。今後は更なる被害拡大が懸念される。近年は住宅地周辺を目撃も増加している。

(キ) トド

年々、来遊数は増加傾向にあり、今後は更なる被害拡大が懸念される。

(ク) ゴマフアザラシ

1970年代は北海道日本海側への来遊記録はなかったものの、1990年代後半には日本海側へ分布が広がるようになり、本町においても2012年からアザラシによる漁業被害が確認され、今後、更なる被害拡大が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

ア 農業関係

(面積：a 金額：千円)

対 象 鳥 獣	現状値（令和5年度）		目標値（令和8年度）		
	面積	金額	面積	金額	備考
ヒグマ	10.0	10	5.0	5	現状値の約50%削減を目標とする。
キツネ	31.5	75	15.8	37.5	
アライグマ	62.5	460	31.3	230	
カラス類	10.0	100	5.0	50	
キジバト	-	-	-	-	
エゾシカ	148.5	380	74.3	190	
合計値	262.5	1,025	131.4	512.5	

イ 漁業関係

(金額：千円)

対象鳥獣	現状値（令和４年度）		目標値（令和８年度）		
	直接被害額	間接被害額	直接被害額	間接被害額	備考
トド	3,850	11,703	3,465	10,533	現状値の約 １０％削減 を目標とする。
ゴマフアザラシ	80	40	72	36	
合計値	3,930	11,743	3,537	10,569	

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲に関する取組	ア ヒグマ （社）北海道猟友会余市支部 古平分区の所属ハンターで 鳥獣被害対策実施隊員を編成 しパトロールを実施してい る。 ３月から１２月までの銃器 による防除の外に、状況に応 じセンサーカメラの設置や箱 ワナによる防除も行ってい る。	捕獲許可を早々に受けても、 植物の植生が活発な時期と重な り見通し距離が確保できず、銃 器による効果的な捕獲及び追跡 調査が困難となってしまう。
	イ キツネ （社）北海道猟友会余市支部 古平分区に委託し春期から 秋期及び冬期に銃器による捕 獲を行っている。	市街地に出没する個体も増加 しているため、現在の銃器によ る防除だけでは対応が難しくな ってきている。
	ウ アライグマ 箱ワナを使用した捕獲を通 年行っている。 平成２２年、２３年の２箇 年は専属の職員１名を採用 し集中防除を実施した。	隣接する町村からの侵入も容 易であるため、近隣町村一体と なった防除が必要である。
	エ カラス類 （社）北海道猟友会余市支部 古平分区に委託し毎年、春期 から秋期及び冬期に銃器によ る捕獲を行っている。	学習能力が極めて高く、今後 も一定以上の捕獲は難しい状況 にある。 誘引の原因となるものがゴミ の放置である場合も多く、住民

捕獲に関する取組		の意識向上対策も必要である。
	オ キジバト （社）北海道猟友会余市支部古平分区に委託し、毎年、春期から秋期にかけて銃器による捕獲を行っている。	その習性等から、銃器によるまとまった数の捕獲が困難である。
	カ エゾシカ 鳥獣被害対策実施隊員による銃器及びわなによる捕獲を実施している。	畑作地帯は平地が多く、銃器での捕獲は難しい箇所が多いため、わなによる捕獲効率を上げる。
	キ トド 東しゃこたん漁業協同組合が北海道連合海区漁業調整委員会指示による採捕承認を得て、ハンターに委託し、猟銃を用いて駆除している。	国際的に保護が必要な動物とされ、北海道連合海区漁業調整委員会指示により採捕が規制されており、採捕に制限がある。
	ク ゴマフアザラシ 東しゃこたん漁業協同組合がハンターに委託し、北海道アザラシ管理計画に基づき、銃器による捕獲や追い払いを実施している。	洋上における採捕となることから、出動が天候に左右されやすく、効率良く採捕することが難しい。 知能が高く、警戒心が強いいため、銃器による捕獲の他に、効率的な対策が必要となる。
防護柵の設置等に関する取組	ア ヒグマ 出没回数が多く、過去に家畜に被害があった畜舎の周囲に電気柵を設置した。	電気柵を設置した場所については被害はなくなったが、その周辺には依然として数多く出没している。 広域の出没に対応するための防護柵の設置は難しいのが実情である。
防護柵の設置等に関する取組	イ その他対象鳥獣 農作物への食害を防ぐために漁網又は電気柵を使った防除を行っている。	一定の効果はあるものの、容易に侵入されるケースも少なく、根本的な解決に至っていない。

(5) 今後の取組方針

ア ヒグマ

知事の許可を受けて銃器による捕獲を基本とするが、必要に応じ箱ワナの

設置も行う。設置場所周辺のアライグマの動きを把握するために、センサーカメラの設置を検討する。

また、人身被害を防ぐために、防災無線による注意喚起を行い、アライグマとの遭遇を未然に防ぐ。

イ キツネ

毎年、銃器により駆除を実施しているが、これまでの捕獲実績から、冬期間が捕獲に最も有効な時期と思われるので、この時期の取組を重点に、目標達成を目指す。

ウ アライグマ

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき策定した「古平町におけるアライグマ防除実施計画書」により、防除従事者台帳登載者が防除に当たる。

これまで蓄積した捕獲データを分析し、現在保有する箱ワナを効率的に仕掛け捕獲を進めるものとする。

エ カラス類

カラスによる被害は、町内全域にわたり最も身近な対象鳥獣であるが、駆除（現在は銃器のみ）による個体数のコントロールは極めて困難な状況である。

今後は、カラスの餌となり得るゴミ対策も併せて行うものとし、可能な限りの捕獲を目指すものとする。

オ キジバト

毎年4月から10月に銃器による駆除を実施しているが、毎年これを継続し、特に畑作地帯の播種期を重点に捕獲に取り組むものとする。

カ エゾシカ

知事の許可を受けて銃器による捕獲を基本とするが、必要に応じ防止柵・電気柵・捕獲用わな等の設置を検討する。

キ トド

水産庁のトド管理基本方針により、絶滅の危険性がない範囲内でトドの漁業被害を最小限に防ぐため、定められた駆除を目指すものとする。

ク ゴマフアザラシ

漁業被害に関する実態調査を進めていくとともに、北海道や環境省とも連携し、被害防止及び個体数調整捕獲に向けた取組みを行っていく。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

ア ヒグマ

古平町が（社）北海道猟友会余市支部古平分区に所属するハンターを隊員に任命し、鳥獣被害対策実施隊を編成した上で防除に当たる。隊員の安全を確保するため、射程が長く弾速が早いライフル銃等による捕獲を推進する。

鳥獣の捕獲等の許可申請は、古平町が行う。

イ キツネ、カラス(ハブト・ハボリ)、キジバト

古平町から駆除の委託をされた（社）北海道猟友会余市支部古平分区が駆除隊（班）を編成し、駆除に当たる。

鳥獣の捕獲等の許可申請は、古平町が行う。

ウ アライグマ

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、令和２年に策定した「古平町におけるアライグマ防除実施計画書」により、防除従事者台帳登載者が防除に当たる。

令和１３年３月３１日までの防除期間が認められており、令和６年４月降も引き続き防除を行うため、防除の確認の申請を行う。

エ エゾシカ

古平町が（社）北海道猟友会余市支部古平分区に所属するハンターを隊員に任命し、鳥獣被害対策実施隊を編成した上で防除に当たる。捕獲効率を高めるため、ライフル銃等による捕獲を推進する。

鳥獣の捕獲等の許可申請は、古平町が行う。

オ トド

東しゃこたん漁業協同組合が北海道連合海区漁業調整委員会指示に基づく採捕承認を取得し、北海道猟友会余市支部古平分区長が推薦するハンターを古平町が鳥獣被害対策実施隊員に任命して駆除に当たる。捕獲効率を高めるため、ライフル銃等による捕獲を推進する。

カ ゴマフアザラシ

東しゃこたん漁業協同組合が北海道の有害鳥獣捕獲許可を取得し、北海道猟友会余市支部古平分区長が推薦するハンターを古平町が鳥獣被害対策実施隊員に任命して駆除に当たる。捕獲効率を高めるため、ライフル銃等による捕獲を推進する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
６年度	ヒグマ	捕獲奨励金及び出動日数分の報酬を支払うことで経済的な負担軽減を図り、担い手の育成・確保につなげる。
	アライグマ	防除従事者台帳に登載されている農業者等に箱ワナを貸与し、引き続き防除を行う。
	キツネ カラス類 キジバト	（社）北海道猟友会余市支部古平分区に駆除を依頼し、年間３６万円の委託料を支払うことで経済的な負担軽減を図り、担い手の育成・確保につなげる。

	エゾシカ	(社)北海道猟友会余市支部古平分区と協議をし、個体数の減少を図るために、一斉捕獲及び緊急捕獲を実施する。
	トド	研修会等の実施によりハンターの育成に努め、捕獲体制の充実を図る。
	ゴマフ アザラシ	アザラシは鳥獣保護法の対象鳥獣であることから、捕獲には狩猟免許の取得が必要である。 そのため、漁業者であり、且つ狩猟免許取得者となるハンターの育成をしていく。
7年度	同上	同上
8年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

ア 捕獲計画数等の設定の考え方

(ア) ヒグマ

基本的に道から許可される数量以内の捕獲数となるが、人畜に危険（被害）が及ぶおそれのある出没個体を捕獲するものとし、数値目標は特に設定しない。

(イ) キツネ

ここ数年の捕獲実績を基本に捕獲目標を設定する。

(ウ) アライグマ

ここ数年の捕獲実績を基本に捕獲目標を設定する。

(エ) カラス類

広範囲にわたる被害が発生しているが、銃器による捕獲で可能な限りの捕獲を目標とする。

(オ) キジバト

ここ数年の捕獲実績を基本に捕獲目標を設定する。

(カ) エゾシカ

ここ数年の捕獲実績並びに被害状況及びライトセンサス調査の結果を基に捕獲目標を設定する。

(キ) トド

捕獲計画数は、水産庁のトド管理基本方針により、絶滅の危険性がない範囲内でトドの漁業被害を最小限に防ぐため、北海道及び北海道連合海区漁業調整委員会の調整を受けた頭数とする。

なお、計画年度は来遊期間に対応させるため当該年10月から翌年の6月までとする。

(ク) ゴマフアザラシ

道から許可される範囲内で漁業被害の実態に応じた捕獲等を実施するものとし、数値目標は特に設定しない。

対象鳥獣	捕獲計画頭数等		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ヒグマ	人畜に被害が発生するおそれのある出没個体数		
キツネ	被害状況に応じた個体数		
アライグマ	6 0	6 0	6 0
カラス類	1 0 0	1 0 0	1 0 0
キジバト	2 5	2 5	2 5
エゾシカ	1 2 0	1 2 0	1 2 0
トド	捕獲計画数は、北海道及び北海道連合海区漁業調整委員会の調整を受けた頭数とする。		
ゴマフ アザラシ	捕獲目標数は定めないが、道から許可される範囲内で漁業被害の実態に応じた捕獲等を実施する。		

イ 捕獲等の取組内容

(ア) ヒグマ

銃器及び箱ワナにより 3 月から 1 2 月までの期間捕獲。

(イ) キツネ

銃器により畑作地帯を重点に通年捕獲。

(ウ) アライグマ

箱ワナにより畑作地帯を重点に通年捕獲。

(エ) カラス類

銃器により町内全域で通年捕獲。

(オ) キジバト

銃器により畑作地帯を重点に 4 月から 1 0 月まで捕獲。

(カ) エゾシカ

銃器・わなにより通年捕獲。

(キ) トド

銃器により 1 0 月から 6 月までの期間捕獲。

(ク) ゴマフアザラシ

銃器により 1 0 月から 6 月までの期間捕獲。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃は射程が長く弾速が早いため、捕獲が容易になる。 また、ヒグマの捕獲では散弾銃であると、見通しの悪い森林内で可能な限りヒグマに近づかなければならず、極めて危険である。隊員の安全を確保す

るためライフル銃による捕獲は必要である。

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

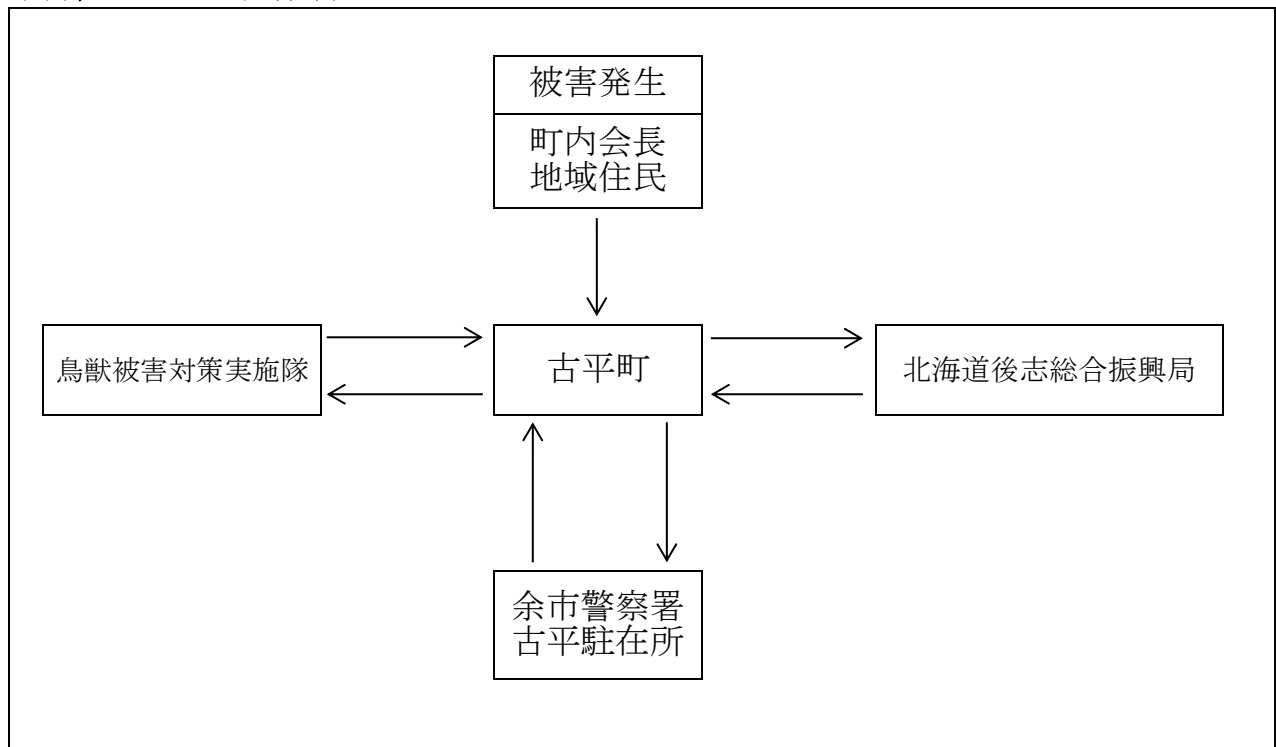
対象鳥獣	整 備 内 容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ヒグマ	必要に応じ電気柵を設置するものとする。		
エゾシカ	必要に応じ電気柵を設置するものとする。		

5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関の役割

関係機関等の名称	役 割
古平町	被害状況の確認と住民への注意喚起、被害防止対策の実施と必要に応じ捕獲等許可に係る事務や関係機関との連絡調整
北海道後志総合振興局	町に対する助言
余市警察署古平駐在所	被害状況の確認と住民への注意喚起、緊急時における住民の安全確保
北海道猟友会余市支部古平分区	捕獲等の対応が可能な狩猟者の手配等

(2) 緊急時の連絡体制



6 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

- ア 被害防止対策協議会の名称
古平町鳥獣被害防止対策協議会
- イ 構成機関の名称等

構成機関の名称	役 割
古平町	協議会運営（事務局）、鳥獣捕獲等の許可申請、被害防止対策、被害情報の収集、海獣による水産業被害報告、来遊状況の取りまとめ
農業改良普及センター	農業被害状況の収集、営農指導
東しゃこたん漁業協同組合	補助事業受け入れ、海獣の駆除及び被害防止対策、漁業被害報告、船舶提供、漁業者ハンター統括育成
余市警察署古平駐在所	人身事故防止と安全確保
北海道猟友会余市支部古平分区	捕獲従事者

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
北海道後志総合振興局農務課	農業被害状況の取りまとめ、被害防止対策の指導
北海道後志総合振興局水産課	水産業被害状況及び来遊状況の取りまとめ
北海道後志総合振興局環境生活課	ヒグマ・エゾシカ・ゴマフアザラシ捕獲許可、被害防止対策の指導、農業被害状況の取りまとめ
北海道連合海区漁業調整委員会	トドの採捕承認
後志地区水産技術普及指導所	漁業者や漁協への助言及び情報提供並びに水産業被害の実態把握等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

(社)北海道猟友会余市支部古平分区の会員の中から町長が鳥獣被害対策実施隊員（特別職で非常勤の職員）を任命する。

任命された鳥獣被害対策実施隊員及び町長が必要に応じて指名する町職員により編成される鳥獣被害対策実施隊により効果的な捕獲を目指す。

なお、任命された隊員については、出動日数に応じて報酬を支給する。

体制図については、別紙のとおり

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

本鳥獣被害防止計画に基づき、捕獲により対象鳥獣の捕獲及び生息数の減少等を図っていくものであるが、ヒグマについては特に人畜への被害の危険性が高いため、次のとおりきめ細かい対策を実行するものとする。

ア 出没危険箇所に注意喚起の標示板設置	古平町産業課
イ 出没箇所周辺に出没概要を記載した標示板設置	古平町産業課
ウ 町広報誌に注意喚起の記事を掲載	古平町産業課
エ 防災無線による出没情報の周知（緊急時）	古平町産業課
オ 回覧板による出没情報の伝達	町内会
カ 出没情報の周知及び安全確保（緊急時）	余市警察署古平駐在所

7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

(1) ヒグマ

捕殺後、現地において解体処理するが、分析調査のため独立行政法人北海道立総合研究機構環境・地質研究本部環境科学研究センター自然環境部へ試料を提供する。

(2) キツネ

一般廃棄物（燃えるゴミ）として処分する。ただし、保健所からエキノコックスの検体物の要請があった場合は、捕獲個体を提供するものとする。

(3) アライグマ

特定外来生物被害防止基本方針に基づいた炭酸ガスによる殺処分の後、一般廃棄物（燃えるゴミ）として処分する。また、電気止め刺し器の導入を検討する。

(4) カラス類・キジバト

一般廃棄物（燃えるゴミ）として処分する。

(5) エゾシカ

一般廃棄物（燃えるゴミ）として処分するが、回収が困難な場所で捕獲した場合など、やむを得ない場合は現地において埋設処分する。

(6) トド

トドの捕獲個体については学術調査用にできるだけ検体として提供する。

(7) ゴマフアザラシ

ゴマフアザラシの捕獲固体については一般廃棄物（燃えるゴミ）として処理する。

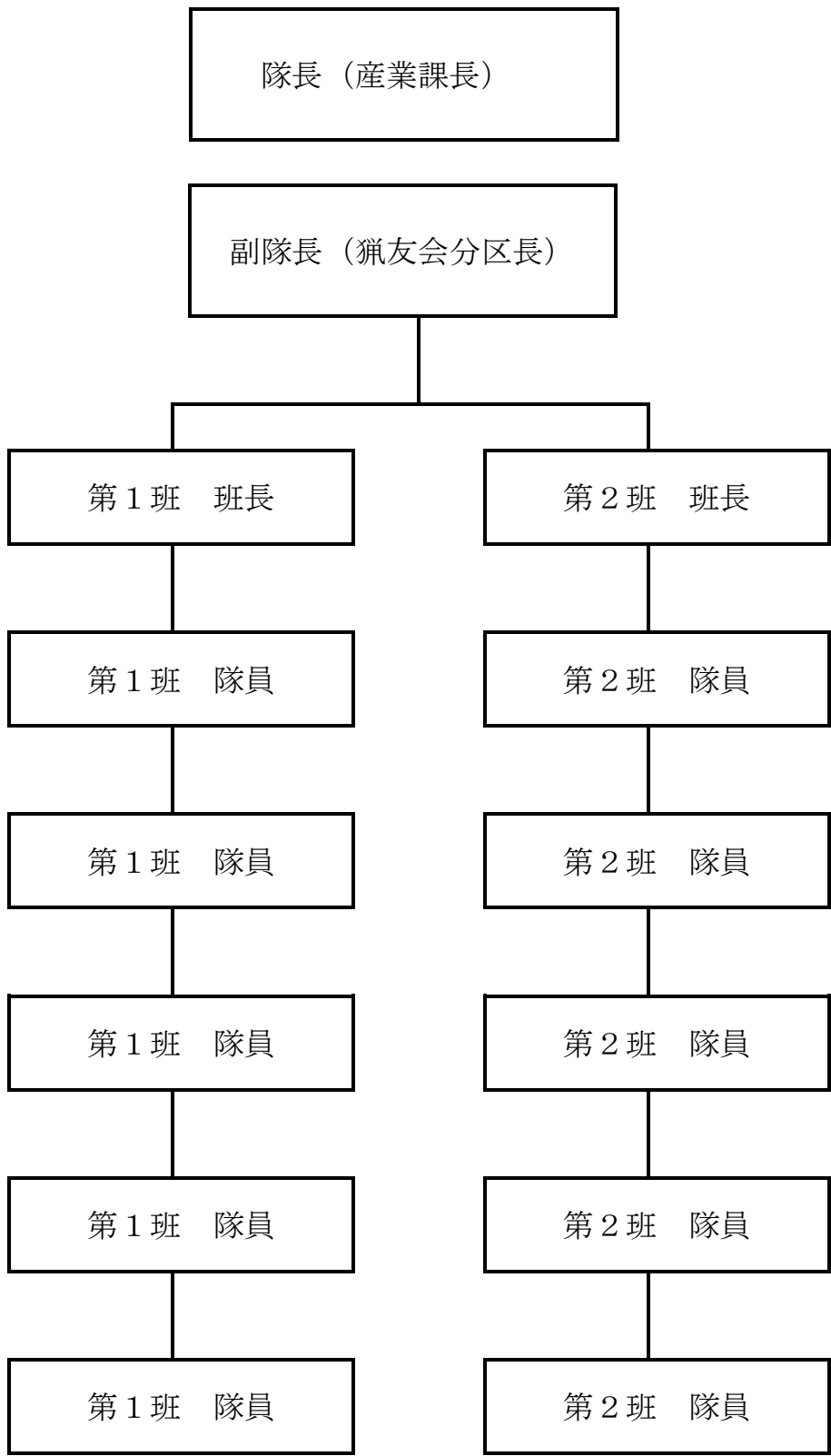
8 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲個体については、肉、皮及び角など可能な限り有効な利用に努めることとし、特に食肉としての利用については野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）、エゾシカ衛生処理マニュアルを遵守し、食品衛生法における食肉処理業の許認可を受けた食肉処理施設で処理を行った食肉のみ有効利用し、また、食肉のみならずペットフードなどの利用方法についても検討する。

9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

生息圏が広域にわたっている対象鳥獣もいることから、隣接する関係町村と情報の交換をし、効果的な捕獲を図っていく。

鳥獣被害対策実施隊体制図



注：状況に応じて第3班を設置するものとする。